



事 務 連 絡  
平成30年11月14日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）」及び  
「地域医療対策協議会運営指針について」の運用について

地域医療対策協議会（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に定める地域医療対策協議会をいう。以下同じ。）については、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により役割の見直しが行われたことに伴い、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）」（平成30年7月25日付け医政発0725第13号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）により通知するとともに、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）により、地域医療対策協議会運営指針（同通知別添。以下「運営指針」という。）に基づく適切な運営をお願いしているところです。

今般、これらの通知の内容について、一部の都道府県において、地域における医師確保対策の実効性の確保という改正法の本来の趣旨と異なる機械的な受け止めがなされ、その結果、現場に混乱が生じていることが確認されたことから、地域医療対策協議会の運用について、下記のとおりお示しします。

各都道府県におかれては、下記に基づき、地域の実情に応じた適切な地域医療対策協議会の運営を行っていただくとともに、下記の内容について、管内の市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくようお願いします。

## 記

- 1 施行通知第2の2(1)イ及び運営指針2(2)イに基づき、地域医療対策協議会の構成員を決定するに当たっては、地域の実情に応じた都道府県の判断により、医師確保対策を協議する上で必要な者を適切に選出すること。

- 2 1に関連し、都道府県外の大学から当該都道府県内の医療機関等に医師の派遣がある場合には、当該大学も当該都道府県の医師確保対策を協議する上で必要な者であることから、運営指針2(2)カのとおり、地域医療対策協議会の構成員とすることを原則とした上で、地域の実情に応じた都道府県の判断により、当該大学との十分な協議を担保可能な手法によることを認めるものであること。
- 3 施行通知第2の2(3)の記載は、医師確保に関する効率的な議論を行うために、地域の実情に応じた都道府県の判断により、地域医療対策協議会にワーキンググループを設置することを妨げるものではないこと。
- 4 施行通知第2の2(3)エに基づき国に対する報告を求める対象は、同ウに基づき既存の他の協議会の機能をワーキンググループとして存続させる場合に限られ、その他の場合で地域の実情に応じた都道府県の判断により設置するワーキンググループについては、設置について国に報告することは不要であること。
- 5 1から4までの他、都道府県は、地域医療対策協議会の実効的かつ効率的な運営が確保されるよう、地域の実情に応じた対応を行うこと。なお、都道府県において疑義がある場合には、適宜、厚生労働省に相談いただきたい。